



環 政 第 373 号
令 和 5 年 9 月 8 日

株式会社ジャパンエンターテイメント
代表取締役 加藤健史 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



沖縄北部テーマパーク事業に係る事後調査報告書（令和4年度）について

令和5年6月26日付けで送付されたみだしの事後調査報告書について、沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第39条第1項の規定により、別添のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めます。

沖縄北部テーマパーク事業（令和4年度）に係る事後調査報告書に対する 環境保全措置要求

赤土等による水の濁りについて、以下の対応を実施したうえで、その結果を踏まえ、本事業の実施に伴う影響を可能な限り低減するための措置を講じること。

- 1 本事業の環境影響評価においては、濁水処理施設から排出される濁水の浮遊物質（SS）は200mg/L以下を前提としており、また、沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年条例第36号）においてもSS200mg/L以下で排出しなければならないとされているが、環境監視調査の結果、SS200mg/Lを超える濁水の流出が確認されている。については、堅排水でろ過した濁水についてもSS200mg/L以下で排水すること。
- 2 濁度及びSSの事後調査地点は、本事業の工事区域から離れた位置にある。このため、調査結果は工事区域外からの赤土等の流入等による影響を受けているとされており、調査結果のみでは本事業の実施に伴う影響がどの程度あるか判断できない。については、沖縄県赤土等流出防止条例の管理基準に基づく濁水処理施設（沈砂池）の放流口でのSSの測定や降雨時等の見回り点検などの結果と事後調査の結果を比較すること。
- 3 環境影響評価書に示された事後調査計画において降雨時調査は「降雨時年2回」実施するとされていたが、実施された第2回降雨時調査は、降雨量の少ない時期に実施されており、実際の降雨による影響を適切に把握できるものとなっておらず、降雨時調査としては十分とは言えない。については、降雨による影響を適切に把握できる時期に調査を実施すること。